

平成23年度特許庁委託事業

模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

2012年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

2.5 技術移転

技術移転の専門組織とネットワークに関する詳しい説明

シンガポールでは、多くの技術移転が第三セクターの研究所および政府の研究機関である ASTAR によって行われる。シンガポールの技術移転機関のネットワークである技術移転ネットワーク(Technology Transfer Network)は以下で構成される。

- イクスプロイト・テクノロジーズ(Exploit Technologies)
- 南洋理工学院(Nanyang Polytechnic)
- 南洋工科大学(Nanyang Technological University)
- 義安理工学院(Ngee Ann Polytechnic)
- 共和理工学院(Republic Polytechnic)
- シンガポール経営大学(Singapore Management University)
- シンガポール理工学院(Singapore Polytechnic)
- テマセック理工学院(Temasek Polytechnic)

技術移転を可能にする法的メカニズム

技術移転は、特許と潜在的な投資者を保有する研究機関の間の契約関係に基づき遂行される。一般的な契約関係として以下が含まれる。

- 技術のライセンス許諾または売却。
- 技術の所有者と投資者による合併企業の設立。このとき合併企業は技術を所有またはライセンス許諾する。そして技術の所有者と投資者は合併企業の株式を共同で保有する。
- 企業が技術を所有している場合、投資者は企業の株式を購入するか、その企業を買収することができる。

戦略的な製品を対象とした技術移転に関する制約事項

2010 年の戦略的(製品)規制命令(Strategic (Goods) Control Order)に指定される製品／技術、および武器関連の使用を目的とした、またはそうした目的に使用される可能性があるすべての製品／技術(以下「戦略的製品」という)の輸出は規制の対象となる。

シンガポール国外に向けて戦略製品に関連した無形の技術移転を行う場合、および移転されるソフトウェア／技術が核兵器、化学兵器、または生物兵器、あるいはそうした兵器を運ぶためのミサイルの開発、製造などを目的としている、またはそうである可能性が高いとの通告をシンガポール税関職員により国内企業が受ける場合、あるいは国内企業がその事実を知っているか、それを疑うための合理的な根拠を持っている場合は、無形の技術移転に関する許可を得ることが求められる。戦略的製品の物理的な移転(輸出などによる)にも許可を得ることが必要となる。

戦略的製品に関連するソフトウェア／技術を移転するための許可を得るために、国内企業はシンガポール税関に裏付けとなる資料を提出して申請を行わなければならない。当該の裏付けとなる資料には、ソフトウェア／技術に関する詳細な技術仕様書や詳述書、原産国からソフトウェア／技術を輸出するための許可証、および(または)ソフトウェア／技術が移転される先の外国企業が持つエンドユーザ認定書(End-User Certificate)が含まれる。エンドユーザ認定書(End-User Certificate)には当該の技術の最終的な使用目的が具体的に示され、当該の製品が兵器に関連する目的に使用されないことの確約が示されるべきである。処理にかかる平均的な期間は 7 日間で、シンガポール税関は裏付けの資料をこの他にも求める場合がある。許可は、承認された日より 1 年間有効となる。

戦略的な製品の物理的な移転、または無形の戦略的な製品に関する技術の移転を認める許可の取得を怠ると、不法行為となる。法律違反者に初めて有罪判決が下されると、犯した不法行為について最高 S\$100,000 と製品／技術の 3 倍の価額うちより大きい額に相当する罰金、または最長 2 年間の懲役刑、あるいはこれら両方が科される。法律違反者に 2 回目となる有罪判決が下された場合、最高 S\$200,000 と製品／技術の 4 倍の価額のうちより大きい額に相当する罰金、または最長 3 年間の懲役刑、あるいはこれら両方が科される。

ライセンス許諾の対象となるソフトウェア／技術が規制の対象となると考えるに足る理由が存在する場合、外国企業は国内企業が許可を取得することの必要性についてシンガポール税関に確認していることを確かめるべきである。その場合、国内企業は、技術ライセンス許諾契約を締結する前に該当する許可申請を行うときに無形の技術移転に関する許可が下りる可能性について暫定的な助言を税関に求めると有益である。

2.8A-STAR

IP 管理と技術移転について A-STAR が遂行する措置

A-STAR は、シンガポール政府直属の専門調査機関で、シンガポール国内の民間部門を対象に調査活動を行っている。

A-STAR の研究施設が開発した技術は A-STAR により保有されている。しかし、A-STAR は、その研究施設が開発した技術が持つ商業的潜在性を最大限に実現する目的で、ビジネスパートナーを積極的に探し求めている。

イクスプロイト・テクノロジーズ (Exploit Technologies) は、マーケティングと商品化を専門分野とした A-STAR の一組織である。この組織は、A-STAR が保有する技術をライセンス許諾する排他的な権利を持っており、A-STAR の研究活動を通して生まれた新しい技術の商品化を果たす責任を担っている。一般的に、この作業は以下を実施することで達成されている。

- 業界の主要な企業を対象に、既存の製品や工程に組み込むことができる概念実証技術のライセンス許諾を行う。
- 高い潜在性を持った企業をスピノフ(分離独立)させる。
- 技術の商品化を目的に資金を提供する。
- 依然として開発の初期段階にある技術のために商業的に発展し得る産業上の利用分野を作る目的で、産業パートナーとの協力の可能性について研究する。

イクスプロイト・テクノロジーズ (Exploit Technologies) は、生物医科学、および科学と工学の各分野を専門とする 2 つの商品化チームを組織している。

イクスプロイト・テクノロジーズ (Exploit Technologies) はまた、発明の開発と、業界のニーズを満たすことができるライセンス許諾可能な知的財産への精緻化を目的に投資を行う技術商品化のための資金投入計画を策定している。

通常、A-STAR は、研究者が自分たちの技術の研究と精緻化を継続することを目的にそれらの技術を売却することはない。しかし、A-STAR は、特に産業上の利用分野のために技術をさらに精緻化し、開発するために実質的な投資が求められる場合、排他的なライセンス許諾契約を締結することがある。

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

[著者]
ATMD バード & バード法律事務所

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。